

はじめての標準化活動

——標準必須特許とライセンス活動を取り巻く課題——

ライセンス第1委員会
第2小委員会*

抄録 「標準必須特許」(Standard-Essential Patent以下、「SEP」という。)という言葉に耳にする機会が増えている。その背景には、通信・電機のように標準化が先行している分野ではSEPを巡る紛争が顕在化し、一方で、国家標準化特定戦略分野を中心に交通・エネルギー・オフィス機器などにおいて、標準化活動の裾野が広がりつつあるという現状がある。また、厳しい国際競争、多様化するビジネス環境下で企業として成長を続けるためには、自社の独自技術に頼るだけでなく、オープン戦略とクローズ戦略の双方を駆使する必要性が認識されている。しかしながら、オープン戦略の選択肢のひとつである標準化戦略に精通する実務経験者を擁する企業は限られている。そこで、本稿では、今後も活発化が想定される標準化活動に関して、入門者向けに標準化活動全体を俯瞰し、実務上の留意点を現状の問題点を交えてわかり易く論説する。

目次

1. はじめに
2. 標準化活動の概要
 - 2.1 標準化とは
 - 2.2 標準化活動の実務フロー
3. 標準規格策定とIPRポリシー
 - 3.1 IPRポリシーとは
 - 3.2 IPRポリシーの傾向分析
4. SEPのライセンス活動
 - 4.1 実施許諾の方法
 - 4.2 パテントプール
 - 4.3 SEPの実施許諾と独占禁止法
5. 標準化の課題とその解決動向
 - 5.1 標準化実務上の課題
 - 5.2 IPRポリシー改定の動向
 - 5.3 SEPの権利行使の制限の議論
6. 標準化戦略
 - 6.1 標準化戦略で目指すべき目標
 - 6.2 これからの標準化活動
7. おわりに

1. はじめに

標準化戦略と特許戦略はそれぞれ事業戦略にとって有力な方策であるにも関わらず、過去、各々独立したものであると考えられてきた。つまり、標準化戦略は技術を普及させるオープン戦略であり、特許戦略は特許権を独占排他権として活用するクローズ戦略として、役割を異にすると捉えられていた。

しかし、近年の技術進歩と普及の高速化を背景に標準規格の策定は、普及・陳腐化した技術を標準化する従前の方法から、最新技術が標準化されることが常態化してきており、必然的に標準規格に特許技術が包含される状況に変わってきた。したがって、企業としては、標準化戦略と特許戦略を切り離して議論するのではなく、標準化を特許戦略の一策とした戦略立案が

* 2013年度 The Second Subcommittee, The First License Committee

求められているのが現状である。

更に、標準化の対象となる技術分野の裾野が将来的に広がっていくことも、「国家標準化特定戦略分野」(表1)から想定される。

表1 国家標準化特定戦略分野

国家標準化特定戦略分野
1 先端医療 (iPS, ゲノム, 先端医療機器)
2 水
3 次世代自動車
4 鉄道
5 エネルギーマネジメント (スマートグリッド, 創エネ・省エネ技術, 蓄電池)
6 コンテンツメディア (クラウド, 3D, デジタルサイネージ, 次世代ブラウザ)
7 ロボット

「知的財産推進計画2010」(平成22年5月21日 知的財産戦略本部)

そこで本稿では、標準化の概要及び全般的な留意点に加え、「IPRポリシー分析」と「SEPを巡る訴訟動向調査」を通じて、標準化の先駆者たちが直面する課題を掘り下げて検討し、その解決策を模索した。

2. 標準化活動の概要

2.1 標準化とは

(1) 標準化の定義

ISO/IECガイド2のJIS Z 8002:2006によると標準化は、“実在の問題または起こる可能性のある問題に関して、与えられた状況において最適な秩序を得ることを目的として、共通に、かつ、繰り返して使用するための記述事項を確立する活動”と定義されている。

標準化の身近な例としてはUSB端子の形状規格や携帯電話の通信規格など、生活の様々な分野に適用され、規格の乱立による煩わしさを軽減している。

(2) 標準化の目的と効果

産業界における標準化の目的は、規格の乱立を防ぐことによって消費者の利便性を向上させ、製品や技術を広く一般に普及させて市場拡大することにある。これによって企業活動は活性化され、結果として販売量増加、生産性向上、また消費者にとっては安価でより使いやすい製品が得られるという効果が期待される。

2.2 標準化活動の実務フロー

(1) コンセンサス標準とデファクト標準

標準化は、規格の策定プロセスによって、特定企業の規格や製品が圧倒的なシェアを獲得し、事実上の(de facto)標準とみなされることによって成立する「デファクト標準」と、標準化活動の参加者のコンセンサスにより成立する「コンセンサス標準」に分類される(表2)。

(2) コンセンサス標準の規格制定フロー

コンセンサス標準の規格制定までの流れは、標準化団体によって多少の差はあるものの基本的には同様である。

デジュール標準の1つである国際標準化機構(ISO, International Organization for Standardization)を例として、以下に説明する。

①提案段階:

特定分野における関連企業や団体が、国際規格が必要とされていることを確認し、標準仕様策定を提案する。提案書には、対象の技術分野、仕様書策定の目的、スケジュール、メンバーなどを記載する。

②準備段階:

専門家によるワーキンググループを立ち上げ、規格原案を策定する。

③委員会段階:

原案を上位組織である専門委員会にて検討し、技術的内容が合意に達した段階で国際規格案とする。

④照会段階：

国際規格案としてすべての会員団体に回覧され、会員数の2/3以上の賛成且つ反対票が投票総数の1/4以下ならば最終国際規格案としての提出が承認される。承認基準に満たない場合、委員会へ差し戻される。

⑤承認段階：

最終的な賛成反対投票のためすべての会員団体に最終国際規格案が回付され、照会段階と同じ承認基準を満たせば国際規格として認められる。

⑥発行段階：

最終版が国際規格として発行される。国際規格は、制定後も定期的に見直しがなされ、委員会または分科会の賛成多数により確認、修正または取消が行われる。

技術標準に関わるSEPを保有していることが多い。もし、ある企業が、SEPの他社実施を決して認めないのであれば、他社は当該標準規格を利用できない。そして、全員が同じ態度をとれば、誰も当該標準規格を策定できないであろう。このため、多くの団体では、SEPの権利者保護と標準化された技術の普及及び定着化との調整を図る目的で、SEPに関する当該団体の対応指針や団体参加者が遵守すべき事項について「IPRポリシー」¹⁾と呼ばれるルールを予め制定している。

IPRポリシーが契約のような明確な法的拘束力を有するか否かについては争いが残るものの、国内外の司法及び行政により一定の拘束力を有するものとの判断が蓄積されつつある²⁾。

さらに、Bluetooth SIG Inc.など一部の標準化団体においては、IPRポリシーによる拘束に加え実施許諾契約の締結を義務付けることによりIPRポリシーの法的有効性の問題を補完している。

3. 標準規格策定とIPRポリシー

3.1 IPRポリシーとは

標準規格策定に関わる企業は、それぞれその

表2 デファクト標準とコンセンサス標準

分類	特徴	事例
デファクト標準	・ 特定企業が市場で圧倒的なシェアを獲得し、事実上の標準規格とみなされるようになった製品や技術	Windows
コンセンサス標準	デジュール標準 ・ 公的機関である国際標準化機関や標準化団体により策定 ・ 規格策定への参画は制限されない（フルオープン） ・ 策定プロセスやルールが確立 ・ 一方、規格策定や合意形成には時間を要する	GSM LTE
	フォーラム標準 ・ 特定技術の標準化に興味がある企業が自発的に団体を形成 ・ 規格策定への参画は比較的開かれている（オープン） ・ 規格策定は、主要メンバーの合意により決定 ・ デジュール標準（案）の作成を実質的に担う場合もある	Bluetooth
	コンソーシアム標準 ・ 技術開発を共同で行った企業連合が団体を形成 ・ 規格競合間での競争で有利に立つことが目的になる ・ 規格策定への参画は特定企業に限定されることが多い	RFID Blu-ray

(1) 基本的なルール

団体により規定内容に差異はあるが、IPRポリシーには一般的に以下のような事項が規定されている：

- ①SEPの権利者に、SEPの存在とその許諾条件について宣言書による表明を要求
- ②SEPの関連性または必須性の評価に対して標準化団体は関与しない
- ③SEPの実施許諾の交渉は、当事者間において行い、標準化団体は関与しない
- ④紛争解決にも標準化団体は関与しない

なお、①の表明について、特許番号を特定する方式だけでなく、自社の保有する特許について包括的な宣言方式を認める規定を置く団体も存在する。

(2) 必須特許宣言

IPRポリシーによって宣言が義務付けられているSEPの実施許諾条件は3つに分類される。

1) 1号選択 (Royalty-Free宣言)

1号選択とは、無償でSEPの実施許諾、或いは知的財産権の不行使を宣言するものである。

1号選択を行う場合には、実施料収益というミクロ観点ではなく、規格普及によるビジネス全体の収益増加というマクロの観点からこのような選択をしているものと思われる。

実施者の立場からは、1号選択がなされたSEPであっても実施許諾契約の締結が要求される場合があることに留意を要する。「SEP自体は無償実施を許諾するものの、その周辺特許は有償許諾する」という戦略をSEPの権利者が採る場合には、実施者を捕捉する目的から権利者が契約締結を要求することがあるためである。

2) 2号選択 (RAND宣言)

2号選択とは、有償ではあるがRAND条件でSEPの実施許諾を宣言するものである。RAND条件での実施許諾とは、合理的且つ非差別的

(Reasonable And Non-Discriminatory) な条件で実施許諾を行うことを意味し、標準化団体によっては冒頭に公平 (Fair) という語を伴ってFRAND条件という場合もある³⁾。

3) 3号選択

3号選択とは、SEPの実施許諾を拒否するのであればその意思を宣言するものである。

この3号選択がなされた場合、標準化団体は、①3号選択された特許を回避して技術標準を制定するか、②標準化自体を断念するか、③3号選択をした権利者を説得して3号選択を取り下げさせる等、いずれかの回避策を講ずる必要が生じる。

3. 2 IPRポリシーの傾向分析

当小委員会では、代表的な標準化団体⁴⁾のIPRポリシーについて、実務上問題の起こりやすい項目に着目して調査を行った。以下は、調査から導いたIPRポリシーの傾向分析結果である。

(1) 権利者が採り得る選択肢と許諾条件

必須特許宣言においてSEPの権利者が採り得る選択肢については、デジュール系の団体においては権利者による選択に対して制限を加えている団体が見受けられなかった。

一方、コンソーシアム系のすべての団体においては、何らかの制限を加えている (3号選択不可、自社提示規格について3号選択不可、3号に加え2号についても選択不可、選択の时期的制限等)。

(2) SEPを譲渡した場合の取り扱い

デジュール系の団体の多くにおいては、SEPに関して譲渡人が負う義務を譲受人に承継させる義務 (場合により努力義務)、もしくは譲渡対象の特許権がSEPである旨を譲受人に通知する義務を譲渡人に課している。その他、団体自

身が譲受人に対して声明書の提出を依頼する旨が規定されている場合もある。

一方、コンソーシアム系の団体においては、譲渡人の義務に関する規定を置いているものは少数派である。

(3) 団体から脱退した場合の取り扱い

デジュール系及びフォーラム系の団体においては脱退時の取り扱いについて規定しているものはほとんど見受けられなかった。

一方、コンソーシアム系の団体においては、脱退前に負った義務が脱退後においても継続する旨の規定を置いているものが多く見受けられた。

なお、IEEEとEPCglobalではSEPの譲渡と脱退後の義務継続の双方について定め、脱退後の譲渡について権利者を拘束し得る規定となっている。

(4) 許諾交渉・紛争解決への団体関与

多くの標準化団体は、必須性の評価について関与せず、また、実施許諾の交渉にも関与しないことをポリシーとして定めている。

しかしながら、一部の標準化団体においては、標準化団体による交渉の関与について明文化する試みが行われている。例えば、ETSIは、3号選択を行った団体参加者や団体へ参加していない第三者との交渉について、ETSIが当事者となる旨を規定している。EPCglobalは、3号選択を行った団体参加者と交渉を行い、最終的に3号選択について当該権利者が撤回しなかったとしても、強制的に2号選択させる権限を団体が有する旨の規定を有している。

また、Blu-ray Disc Associationは、団体参加者間の紛争解決手法をアメリカ仲裁協会の規則に基づき選任された仲裁人による商事仲裁とする旨を規定している。

4. SEPのライセンス活動

4.1 実施許諾の方法

制定された規格に準拠した製品を製造し、或いはサービスを提供するために実施者がSEP権利者から実施許諾を受ける方法は、通常の特許ライセンスと同様に各権利者と個別に許諾交渉を行う方法に加え、SEP固有の方法としてパテントプールを介した実施許諾もある。

4.2 パテントプール

(1) パテントプールとは

パテントプールとは、複数の権利者がライセンス管理会社（標準化団体とは別組織）に再実施許諾権付きの実施許諾を行う等の方法によりSEPを集約し、ライセンス管理会社が実施者に対してSEPを一括して実施許諾し、得られた実施料を複数の権利者間で分配するための仕組みである。

特定の規格を策定するにあたって新たにライセンス管理会社を設立する場合もあるが、新たな規格策定の動きに対応して既存のライセンス管理会社が新たなパテントプールを設立し、SEP保有者を募集するという場合もある。

(2) パテントプールの長所

パテントプールが円滑に運営されることにより、以下のメリットを享受できる：

- ①権利者と実施者の双方とも、個別にライセンス交渉を行う煩雑さから解放される。
- ②特許管理会社による一括交渉となるため、後述するSEPの累積による累積実施料(5.1(4)参照)問題の軽減につながる。
- ③特許管理会社の指定する外部評価者による必須認定を受けたSEPのみが許諾対象となり、適切に実施料が分配される。

なお、標準化団体が規格策定段階で特許の必

須認定を行わないため、RAND宣言された特許には、実際には「必須」ではない特許が混在しているという実態がある。例えば携帯電話等に使用される高速通信規格であるLTEの場合、主要な権利者がRAND宣言した特許と規格との整合性を検証したところ、「必須」であると認定されたものは56%にとどまっているとの調査結果⁵⁾もあり、外部評価者による必須認定の意義は大きく、パテントプールの担う役割も大きい。

(3) パテントプールの課題

SEP件数の増加に伴い、1つのパテントプールが数多く存在するすべてのSEPを網羅することは実質的に困難な状況になってきた。これは、すべてのSEP権利者の合意形成を得ることが必要であることに起因する。また、複数のパテントプールが乱立するという問題も発生している。加えて、必ずしもパテントプールに主要な権利者が参加するとは限らない。これらが重なり、パテントプールのメリットを十分に得ることができない状況がある。

例えば、先に紹介した調査結果によると、LTEについて必須特許宣言された特許数はファミリー単位で5,919件、権利者数は49社に上る一方で、パテントプールは2つ存在し、その2つのパテントプールが捕捉する特許は合計で972ファミリー（捕捉率16.4%）、権利者数は10社に過ぎず、その他の特許については必須性の判断及び個別交渉を要する。この点では、「ワン・ストップ」化というパテントプールの最大のメリットは達成できていないことになる。

4.3 SEPの実施許諾と独占禁止法

パテントプールは、企業同士の水平的協力関係として各国の独禁法に抵触しないか留意する必要がある。この点、少なくとも日米欧においてはパテントプールの形成に関して競争法関連のガイドラインが発行されている。

実務では、個々の事例について競争法当局に対して競争法上の問題がないことを事前に確認した後にプールを設立し、会合時には競争法を専門とする弁護士を同席させて議事進行のチェックを行わせるなど、円滑に運営がなされるように配慮がなされている。

また、具体的なライセンス条件の決定に際しても、被差別的な取扱いや研究開発の制限、改良発明等のライセンス義務、不競争義務などの独禁法ガイドラインを遵守し作成されており、一部のライセンス管理者は、料金表やライセンス条件を広く公開している。

5. 標準化の課題とその解決動向

5.1 標準化実務上の課題

(1) ホールドアップ

ホールドアップとは、技術標準制定後に当該技術標準の実施には自社のSEPの実施許諾が必要であるとして高額な実施料を要求することをいう。このような事態が起こる背景としては、①規格策定されるまで自社のSEPを開示しない、②団体参加者以外がSEPを所持しているというケースが挙げられる。

規格策定を主導した者が規格制定まで自社の持つSEPを開示しないという課題についてはIPRポリシーにおいて、SEPの開示期限を設け、その期間内に開示がなければ1号または2号選択を行ったものとみなす等の制限を課すことで対処可能である。

しかし、団体参加者以外がSEPを保有していた場合の課題は解決されていない。団体参加者ではないSEPの権利者はIPRポリシーに拘束されないからである。

なお、SEPであることが疑われる他社の特許を発見した場合、標準化団体に通知することをIPRポリシーにおいて求めている団体も存在する。しかし、特許調査には多大な費用と労力が

かかること、また、抵触する特許の存在を認識しながら標準を実施することで、米国特許法上の故意侵害 (willful infringement) とみなされうる懸念があるため、実際にはそのような規定はあまり機能していない。

本課題に関する訴訟としては、米国において JPEG 事件⁶⁾、Rambus 事件⁷⁾、Dell 事件⁸⁾、Qualcomm 対 Broadcom (H264) 事件⁹⁾、及び Unocal 事件¹⁰⁾、日本において Apple 対 Samsung 事件¹¹⁾ が挙げられる。

(2) SEPの譲渡

RAND条件が付されたSEPを譲り受けた第三者が、RAND条件を超えて権利行使をするというケースもある。この対策として、団体参加者がSEPを譲り渡す場合、団体参加者の義務を譲受人に承継させることを要件としている団体も存在する。

しかし、何らかの事情により義務の承継が行われずに譲渡されたSEPについて譲受人が実施者に権利行使を行った場合、譲受人に何らかの主張をし得るか、との点についても議論が残る。

また、IPCom 事件¹²⁾のように、実際にはSEPであるにもかかわらず譲渡人による必須特許宣言が行われていなかった特許権について譲受人が権利行使を行った場合には、状況は更に複雑となる。

本課題に関する訴訟としては、米国において Negotiated Data Solutions 事件¹³⁾、日本において Hight Point 事件¹⁴⁾ が挙げられる。

(3) RANDの解釈 (定義)

筆者の調査した範囲において、“Reasonable” や “Non-Discriminatory” な条件を定義している IPR ポリシーは存在しない。

“Reasonable” という語は主観的であるがゆえに、権利者の立場に立てば、少なくとも研究開発投資が回収できなければ “Reasonable” で

はないとも考え得る。他方、実施者の立場に立てば、当該技術標準を実施するために必要な実施料を支払ったうえでもビジネスとして成立する水準でなければ “Reasonable” ではないとも考え得る。この点に関してはこれまでもいくつかの行政及び司法判断が行われており、“Reasonable” な条件の定義及び算定方法(基準)に関する今後の動向を注視する必要がある。他方、そのような行政や司法の動向とは別に、標準化団体の側でも IPR ポリシーにおいて予め定義しようとする動きもある。

次に、“Non-Discriminatory” の意味についても議論の余地がある。これは「非差別的」の対象が価格そのものであるか、それとも契約条件全体を意味するのか、ということが曖昧なことによるものである。極めて厳格に解釈するのであれば、いかなる相手に対しても同一の合理的な条件で許諾を行うことを意味しているとも考えられる。しかし、実際には、実施者側から Grant Back ライセンスを受ける場合や、実施者側の販売数量がきわめて大きく、いわゆる volume discount を認める場合などが想定され、それらを基準とした最恵待遇を他の実施者に認めることは権利者として許容できないことも想定される。従って、同一状況であれば同一条件で許諾を与えることを前提として、合理的な理由がある限りはそれぞれのライセンス条件が異なる場合も “Non-Discriminatory” の要件を満たす、と理解するのが妥当と考える。

本課題に関する訴訟としては、米国において Motorola 対 Rockwell 事件¹⁵⁾、及び Qualcomm 対 Broadcom (WCDMA) 事件¹⁶⁾ が挙げられる。

(4) 累積実施料

累積実施料の問題は、細分すると以下の2類型に分けられる：

1) SEPの累積による累積実施料

SEPの累積による累積実施料の問題とは、個

別のライセンス交渉で定めた実施料がそれぞれ少額であっても1つの技術標準内の全てのSEPの実施料が積算されると合理的な範囲を超えてしまう問題をいう。SEPの累積による累積実施料の問題については、パテントプールによって解決できる可能性がある旨を既に述べたが、必ずしも全てのパテントプールが円滑に運営されてはいない現状では、未解決な課題として残されている。

本課題に関する訴訟としては、米国においてMicrosoft対Motorola事件¹⁷⁾、及びInnovatio事件¹⁸⁾が挙げられる。

2) 規格の重畳による累積実施料

規格の重畳による累積実施料の問題とは、ある製品が複数の標準に準拠する場合、個々の規格に関する実施料が高額でなかったとしても、総額が合理的な範囲を超えてしまうという問題をいう。

例えば国際ローミングに対応した携帯電話の場合、現状ではW-CDMA、LTE及びGSMの3つの通信規格に加え、現在の携帯電話は通話機能のみならず情報端末としての機能も有しているので、それらに関連する規格（動画圧縮標準、等）についても実施許諾を要する。

なお、1つの特許がそれぞれ別のパテントプールにより管理される複数の規格においてSEPであり、それら複数の規格を1つの製品に実装する場合、例え1つの特許を1つの製品において実施するとしても、実施者はそれぞれのパテントプール管理会社の定める実施料をそれぞれ支払う必要があることについて、実施者の立場では留意する必要がある。

(5) 差止請求権の有無

RAND宣言されたSEPについて権利者が実施者に対して差止請求権を行使し得るか、行使し得るとしてもその行使に何らかの制限を加えるべきか否か、という点についても課題が残され

ている。

本課題に関する訴訟として、日本においてApple対Samsung事件があり、詳細は後述する。また、米国においてCSIRO対Buffalo事件¹⁹⁾、ドイツにおいては、Orange Book Standard事件²⁰⁾が挙げられる。

5. 2 IPRポリシー改定の動向

SEPを巡る訴訟動向や課題の顕在化を受け、標準化機関や標準化団体において、IPRポリシーを改定する動きがある。

例えば、ITU-Tでは、RAND条件での実施許諾の宣言対象となっているSEPが移転・譲渡された場合であっても、宣言の拘束力が継続する旨を明確化することが決定された。

RAND条件での実施許諾の宣言対象となっているSEPに基づく差止の制限については、イ) 原則制限されるべきであり、差止できる要件を限定列挙すべきとの意見と、ロ) 差止を受けない場合を規定し、それ以外は裁判所の判断に委ねるべきという意見等がある。また、Reasonableな条件については、イ) ロイヤルティベースやロイヤルティレートの決め方を明確化すべきとの意見と、ロ) 明確化は不要との意見がある。いずれの争点も複数の意見に分かれており、合意形成に至っておらず、継続的に議論が行われている。

5. 3 SEPの権利行使の制限の議論

(1) 大合議での意見募集

Apple対Samsung事件は、FRAND宣言した標準規格必須特許に基づく損害賠償請求権の不存在確認を求めた訴訟であるが、知的財産高等裁判所特別部（大合議部）から2014年1月23日に一般からの情報または意見が求められた²¹⁾。その内容は、「標準化機関において定められた標準規格に必須となる特許についていわゆるFRAND宣言がされた場合の当該特許による差

止請求権及び損害賠償請求権の行使に何らかの制限があるか」となっている。募集の結果、58件の意見書が寄せられた。

(2) 当協会での議論および意見

これに対し、当小委員会からも素案を示し、当協会にて議論した結果、当協会として次の内容に基づく意見書を提出した。なお、当意見書は、意見を求められている事項に対する当協会会員企業の多数意見を集約したものであり、事件に関する各社の意見を代弁または拘束するものではないことを申し添える。

1) 意見

a) 原則として、FRAND宣言をした標準規格必須特許に基づく差止請求権の行使は制限されるべきである。ただし、実施者の不誠実さ・悪質さ等に鑑みて、差止請求権の行使を認めるべき事案は存在する。

b) 原則として、FRAND宣言をしたことのみをもって特許権者による損害賠償請求権の行使は妨げられるべきではない。ただし、特許権者の権利行使態様の悪質性等に鑑みて、損害賠償請求権の制限は認めるべき事案は存在する。また、損害賠償請求権に基づき認められる対価は、FRAND条件に基づいた実施料相当額の範囲に限定されるべきであると考えられる。

2) 意見の背景

意見集約に際しては、特許権者、実施者、消費者それぞれへの配慮を念頭に、特に、標準化の目的及び現状抱えている課題、RAND宣言の意義や宣言したという行為への責務、特許法の趣旨や公益的観点など多岐に渡る議論が行われた。

また、多様なビジネス環境において、原則的考えの他、実施者又は特許権者の悪質性等の個別事案ごとに種々の事情を考慮した判断が望まれている。

なお、詳細は当協会ホームページに公開され

ている原文²²⁾を参照頂きたい。

(3) 大合議部の判断

2014年5月16日に本訴訟の判決がなされた。判断の概要は以下の通りであるが、詳細は全文を確認して頂きたい²³⁾。

1) 権利の濫用について

抗告人 (Samsung) による特許権に基づく差止請求権の行使は、権利の濫用に当たる。また、控訴人 (Samsung) による損害賠償請求は、FRAND条件でのライセンス料相当額を超える部分では権利の濫用に当たるが、FRAND条件でのライセンス料相当額の範囲内では権利の濫用に当たらない。

2) 損害額の算定について

FRAND条件によるライセンス料相当額は、製品の売上高に、製品がUMTS規格 (すなわち、FRAND宣言した標準規格) に準拠していることが売上げに寄与したと認められる割合を乗じ、さらに累積ロイヤリティが過大になることを防止するとの観点から、その上限となる率を乗じ、UMTS規格の必須特許の数で除することで算出された額となるとの指針を示し、被控訴人 (Apple) に対する約995万円の損害賠償請求権が存在することを認めた。

6. 標準化戦略

6. 1 標準化戦略で目指すべき目標

標準化戦略と特許戦略を連携させた事業戦略で目指すべき目標は、①競合規格の淘汰、②標準規格製品の市場全体の拡大と迅速な普及、③製造のコストダウン、④規格内での優位性確保の4点である。

標準化によって製品の市場拡大と普及が加速を狙うことができるものの、近年はグローバル化に伴い、特に低コスト大量生産の新興国製造業者の存在感におされ、規格内でコスト競争が

発生し利益率の低下を招く懸念がある。

この点、経済産業省が発行した「標準化戦略に連携した知財マネジメント事例集」²⁴⁾によると、有力なビジネスモデルを実現した事例では、標準化特許（オープン戦略）と特許（クローズ戦略）の双方をうまく組み合わせた特許戦略で解決を図っている。

これらの事例の多くは、SEPのライセンス収入の確保のみを目的とするのではなく、あくまでも事業利益を確保するための手段としてSEPを用いている。具体的には、標準化規格の普及による市場拡大と市場内でのシェア獲得のために、SEP周辺技術を差別化領域として独自開発による特許権を確保する等の連携がみられる。

事業戦略においてこれらの点も重要な視点となる。

6. 2 これからの標準化活動

近年標準化活動に参画する企業が増加しており、標準化競争は益々多様化していくと予想される。日本という狭い市場で、国内同業他社同士での類似研究や特許出願による重複投資を繰り返す、限られたパイを奪い合うのではなく、新興国を含めた成長市場に目を向け、一製品一企業が多いグローバル市場でも戦える勝ちパターンを構築する必要があると思われる。

そのための一策として、行政が主導している標準化推進施策を活用するなどの取り組みが行われている。企業同士が連携し、川上から川下までのサプライチェーンを形成し、新たな標準化ビジネスモデルを構築するといった試みが実現することに期待する。

一方、企業においても行政の力を活用するだけに留まらず、標準化を巡る国際的議論の場に積極的に参加することや、司法からの求めに応じて意見を述べるなどの役割があることを再認識すべきである。これらの情報・意見発信を通じて、自らのビジネスを優位に進める地盤固め

を推進することが、最終的に国際マーケットで対等に戦う礎となるものと考えられる。

7. おわりに

標準化活動を巡る課題は、解決に向け議論が白熱しており、権利者と実施者の立場で利害が相反するため、収束するには時間を要する。

本稿で述べた現状を踏まえ、自社が標準化を戦略の1つとして採用すべきか否か、そして、標準化を推進する際は、本稿で挙げた課題を未然に回避するスキームをどのように構築するか、また、SEP技術を採用せざるを得ない状況では、リスクをどのように軽減したら良いかなど、各種検討の参考になれば幸いである。

なお、本稿は2013年度ライセンス第1委員会第2小委員会のメンバーである、刑部泰江（ソフトバンクモバイル；小委員長）、中島弘貴（本田技研工業；小委員長補佐）、上林克寿（昭和電線ビジネスソリューション）、下江成明（ユニ・チャーム）、永野昌志（富士通）、深田亮彦（日本触媒）、前田麻理（ソニー）、宮本雅章（京セラ）、山本樹巨（トヨタ自動車）が執筆した。

注 記

- 1) IPRポリシーとして独立した規則を持つ団体もあれば付属定款（Bylaw）や会則の中で規定している団体もある。
- 2) IPRポリシーの拘束力を前提とする米国における行政及び司法判断として後述のDell事件、Qualcomm対Broadcom(H.264)事件、日本における司法判断としてApple対Samsung事件の知財高裁判決があげられる。なお、当該知財高裁判決では、FRAND宣言によりライセンス契約が成立したとは認められないものの、FRAND条件によるライセンスを受けられるであろうとの信頼は保護に値し、FRAND条件を超える差止及び損害賠償請求権の行使は、権利の濫用として認められないと判断した。
- 3) IEC/ISO/ITU等では、RAND条件を採用している。一方、FRAND条件を採用している標準化団

- 体として、Small Cell Forum Ltd, Blu-ray Disc Association, European Telecommunications Standards Institute (ETSI) などがある。
- 4) デジタル系の団体としてThe Telecommunications Industry Association (TIA), 一般社団法人情報通信技術委員会 (TTC), IEC/ISO/ITU, 一般社団法人電波産業会 (ARIB), ETSI, フォーラム系の団体としてEcma International, The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc. (IEEE), コンソーシアム系の団体としてBluetooth SIG, Inc., EPCglobal Inc., World Wide Web Consortium (W3C), NFC Forum, Inc., WiMAX Forum, SD Association, Small Cell Forum Ltd, CHAdEMO Association, Blu-ray Disc Associationの各団体のIPRポリシーについて調査対象とした。
 - 5) データ出典：LTE関連特許のETSI必須宣言特許調査報告書 第3.0版, 2013, 株式会社サイバー総研, <http://www.cybersoken.com/research/pdf/lte03JP.pdf> (参照日：2014. 03. 25)
なお、当該出典に記載のSEP推定数(推定数が明記されていないライセンサーが保有するSEPについては他の企業の整合率の平均値(53.8%)を適用して推定)をもとに筆者において集計したところ、パテントプールにより捕捉されているSEP件数は651件(捕捉率21.4%)となった。但し、パテントプールであるSisvel自身が実施特許を行う権利をNokia Corpから得ている特許については件数不明のため考慮していない。
 - 6) 画像圧縮技術であるJPEG規格のSEPを保有するC社を買収したF社が実施者に対して規格普及後に権利行使を行った事案。再審査の結果、当該SEPについて一部無効との判断をUSPTOが行ったことを受け、F社は2006年に機器メーカー31社に対するすべての訴訟を取り下げたものの、それ以前に訴外で多くの機器メーカーが使用料の支払いに応じたといわれている。
 - 7) Rambus, Inc. v. FTC, 522 F.3d 456 (D.C. Cir. Apr. 22, 2008), Nos. 07-1086, 07-1124, cert. denied, No. 08-694, 2009 WL 425102 (Feb. 23, 2009)
 - 8) In the matter of Dell Computer Corp., 121 F.T.C. 616 (1996)
 - 9) Qualcomm Inc. v. Broadcom Corp. (Fed. Cir. Dec. 1, 2008), Nos. 2007-1545, 2008-1162
 - 10) In the Matter of Union Oil Co. of California (Unocal), Analysis of Proposed Consent Order to Aid Public Comment, FTC Docket No. 9305 (June 10, 2005)
 - 11) 東京地決平25. 2. 28 平23(ヨ)22027号, 東京地決平25. 2. 28 平23(ヨ)22098号, 東京地決平25. 2. 28 平23(ワ)第38969号, 知財高裁平25(ネ)10043号
 - 12) 東京地判平23. 8. 30 平21(ワ)8390号, 東京地判平24. 5. 31 平21(ワ)17937号, 東京地判平26. 1. 24 平23(ワ)27102号
GSMという通信規格のSEPがIPComというドイツのPAEまで転々と譲渡され、そのSEPを盾に起こされた訴訟です。
 - 13) In the Matter of Negotiated Data Solutions LLC, FTC File No.051-0094, Docket No.C-4234 (Sep. 2008)
 - 14) 東京地判平25. 4. 19 平20(ワ)38602号, 知財高判平25. 1. 17 平23(行ケ)10401号
 - 15) Motorola社が2号選択を行っていたV. 34モデムの規格について、提示された許諾条件が合理的ではないとの理由でライセンス契約締結に至っていなかったRockwell社に対してMotorola社が訴訟を提起した事案。訴訟中の1997年に別規格のモデムを共同開発することで両者が合意し、Motorola社は訴訟を取り下げた。
 - 16) Broadcom Corp. v. Qualcomm Inc., 543 F.3d 683, (Fed. Cir. Sep. 24, 2008), Nos. 2008-1199, 2008-1271, 2008-1272
 - 17) Microsoft Corp v. Motorola, Inc. No. C10-1823, 2013 WL 2111217 (W.D. Wash. Apr. 25, 2013)
 - 18) In re Innovatio IP Ventures LLC Patent Litig., 921 F.Supp. 2d 903, 916 (N.D. Ill. 2013)
 - 19) Commonwealth Scientific & Indus. Research Organisation v. Buffalo Tech. (USA), Inc., 542 F.3d 1363, (Fed. Cir. 2008), No. 2007-1449
 - 20) Orange-Book-Standard (BGH, 6. Mai 2009-KZR 39/06)
 - 21) <http://www.oslaw.org/20140123.pdf>
<http://www.mofo.jp/topics/2014/01/23/Announcement%20Inviting%20Public%20Comments%20on%20the%20Grand%20Panel%20Case.pdf> (参照日：2014. 03. 25)
 - 22) http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

iken/13/140324.pdf (参照日：2014. 04. 15)

- 23) http://www.ip.courts.go.jp/hanrei/g_panel/ (参照日：2014. 05. 26)
- 24) 標準化戦略に連携した知財マネジメント事例集, 2012, 経済産業省産業技術環境局規準認証ユニット基準認証政策課 なお抜粋版については, <http://www.jisc.go.jp/policy/kenkyukai/chizaiwg/swgljireisyuu.pdf> (参照日：2014. 03. 25)

参考文献

江藤淳編, 標準化実務入門 (試作版), 2010年, 経済産業省産業技術環境局規準認証ユニット

http://www.jisc.go.jp/policy/hyoujunka_text/ (参照日：2014. 03. 25)

(原稿受領日 2014年5月16日)

